

電子契約サービス 導入のお知らせ



港区では、事業者の利便性の向上と業務の効率化を目的として、令和5年10月より「電子契約サービス」を試行導入します。

電子契約 とは

紙の契約書作成、押印によらず、インターネット上のサービスを利用して契約の締結を行うものです。区と事業者は、インターネットを介して契約に合意します。港区では「クラウドサイン」という立会人型電子契約サービスを利用します。インターネットに接続し、電子メールを送受信できる環境があれば、利用可能です。電子証明書の取得が必要なく、費用負担がありません。

電子契約のメリット



契約締結までの時間短縮

電子契約ではオンライン上で契約書の確認、契約締結を行うことができます。契約書の郵送や来庁して契約書の持参といった作業がなくなります。



費用削減

電子契約の契約書は印紙税が不要です。印紙税のほか、契約書印刷、製本、郵送に係る経費を削減することができます。

対象案件

令和5年10月1日以降に発注する案件のうち、以下の案件を対象とします。

※一部対象にならない案件があります。※対象案件も紙の契約書による契約を選択することができます。

- ・1件予定価格80万円超の財産の買入れに係る契約
- ・1件予定価格50万円超の請負等に係る契約

のうち単価契約の案件



詳しい内容は、港区のホームページをご覧ください

問合せ先

港区 総務部契約管財課 契約係



内線 2140～2143・2134・2137・2298